

令和
3年度

特定健診を受けましょう

国保
からの
お知らせ

今年度も4月から特定健診が受診可能となり、対象者の方には「特定健康診査受診券」をご自宅に送付しております。

特定健診は生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のために大切な健診ですので、健康状態の把握のため、ぜひ受診してください。

特定健診概要

対象者

40歳以上75歳未満の被保険者（令和3年4月1日時点で加入している方）
※令和3年度中に40歳になる方やご家族として加入の方も含まれます。

受診期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日
※現在74歳の方は、75歳の誕生日の前日までにご受診ください。

健診項目

■ 基本項目

項目名	内 容
問 診	服薬歴、喫煙歴等の質問票
診 察	既往歴、自覚症状、他覚症状
身 体 測 定	身長、体重、腹囲、BMI
血 圧 測 定	収縮期血圧、拡張期血圧
脂 質 検 査	中性脂肪、HDL- コレステロール、LDL- コレステロール
肝機能検査	AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP)
糖尿病検査	空腹時血糖、HbA1c（ヘモグロビン A1c）【NGSP 値】
尿 検 査	尿糖、尿たんぱく
医師の判断	メタボリックシンドローム判定、総合評価、医師の氏名

■ 詳細項目 ※医師の判断により実施します。

貧血検査	眼底検査	心 電 図	クレアチニン検査
------	------	-------	----------

健診費用

■ 基本項目：無料

■ 詳細項目：有料

健診施設

特定健診を受診できる健診施設は、次の9都県にある、組合と「特定健診に関する契約（集合契約）」をしている施設に限られます。

受診可能な健診施設は、当組合ホームページをご覧ください。

9都県…茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・新潟県・長野県・東京都・千葉県・神奈川県

<http://www.ka-z-kokuho.or.jp>

※東京都・千葉県・神奈川県の施設で受診を希望される方は、別途お問合せください。

※ホームページをご覧にならない方は、受診可能な健診施設の一覧をお送りいたしますので、ご連絡ください。

(048-631-2211：保健事業係・音声ガイダンス3番)

受診方法

受け方	健診結果の提出
①「特定健診受診券」を使って特定健診を受ける。 * 8 ページ参考	不要 健診施設より組合へ提出があります
②組合の契約健診施設で人間ドック等を受ける。 * 1万円以上の健診を受けると、受診時に窓口で健診費用から人間ドック等補助金額が差し引かれ、窓口負担が軽くなります。 * 契約施設は組合ホームページで確認するかお問合せください。	不要 (当日補助金を利用した場合) 健診施設より組合へ提出があります
	必要※ (当日補助金利用のない場合) 健診施設より組合へ提出がないため
③組合と契約健診施設以外の施設で人間ドック等を受ける。 * 1万円以上の健診を受けた場合、後日人間ドック等補助金を申請できます。	必要※ 健診施設より組合へ提出がないため
④組合の巡回健診を受ける。 (令和3年度は6月～11月実施予定) * 胸部X線、心電図等を含む項目が特定健診対象者は無料で受けられます。 その他オプション項目も充実! <わしくは10ページをご覧ください>	不要 健診施設より組合へ提出があります

②、③、④の方法で受けた際、8ページ特定健診基本項目をすべて満たしている場合、特定健診を受診したとみなすことができるため、あらためて特定健診を受ける必要はありません。

※提出いただくもの:「健診結果票のコピー及び質問票」または「特定健診データ入力シート(問診・健診項目記入済のもの)」
特定健診データ入力シートは組合ホームページ(トップページ、ピックアップ)よりダウンロードできます。

保健指導をご利用ください(該当者のみ)

特定健診受診後、メタボリックシンドローム該当となり、特定保健指導に該当した方は生活習慣の改善が必要となります。対象者には特定保健指導利用券がご自宅に届くほか、組合委託業者より利用勧奨のお電話を差し上げることがあります。

また、メタボリックシンドロームには該当していなくても、検査項目の基準値から外れている方には、組合委託業者より通知やお電話を差し上げることがあります。

保健指導の費用は無料ですので、ご自身の健康のために、ぜひご利用ください。

お願い

特定健診はなるべく12月までにご受診ください!

特定保健指導利用券で初回面接を受けられる有効期限が3月31日までのため、1月から3月に特定健診を受診した方は特定保健指導を受けられる期日が短くなります。ぜひ早めに受診してください。

人間ドック等補助金について

10,000円以上の健診を受けた場合、**1会計年度(4月～翌年3月まで) 1回**、以下に掲げる金額の範囲内で支給されます。

- 申請方法や契約健診施設の最新情報は組合ホームページをご覧ください。
- 自己負担した健診費用が補助金額未満の場合は、実費分まで補助となります。
- 巡回健診で補助金を使用した場合も1回支給したものとします。

資格区分	補助金額
税理士・勤務税理士	40,000円
職員	30,000円
家族・75歳以上の組合員	20,000円

※補助金を年度内で重複して利用していることが確認できた場合は返還請求いたします。ご注意ください。